

**保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生は、登校停止とします。**

保健所等から濃厚接触者として特定を受ける

**登校停止（自宅等で待機）**

1. 以下の①から④の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**保健所等連絡報告フォーム**」に入力  
<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合  
**学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡**  
(1) 濃厚接触者に認定されたため授業を欠席すること  
(2) 欠席する授業日

③風邪症状（発熱、咳、のどの痛みなど）がある場合のみ  
・かかりつけ医がいる学生：かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する  
・かかりつけ医がいない学生：発熱等受診相談センターに電話し病院の紹介を受け、紹介を受けた病院に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する

静岡県発熱等受診相談センター <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/hatsunetsutoujushinsoudancer.pdf>

④「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**



保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了

保健センターに「健康観察表」を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

保健センターで確認を受けた「健康観察表」を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

**※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する**